

千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年10月11日

千葉県病院事業管理者 齋藤 康

千葉県病院局規程第14号

千葉県病院局の職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

千葉県病院局の職員の給与に関する規程（平成23年千葉県病院局規程第19号）の一部を次のように改正する。

第31条中「（同法第16条第1号該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第37条中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。